

(議案第137号)

福島市いじめ問題対応改善有識者会議設置条例制定の件

1 条例制定の趣旨

いじめ問題対応改善有識者会議を設置し、本市におけるいじめ問題への対応を改善し、組織的にいじめ問題への対応及び支援を行うための連携体制を構築するため、条例を設ける。

2 条例制定の背景

市立小学校で発生したいじめ重大事案への対応について、福島市いじめ問題対策委員会の調査により、いじめへの認識の低さ、法令・条例間の齟齬、対応の混乱等が、問題の長期化・複雑化につながったとの指摘がなされた。

この指摘を重く受け止め、本市のいじめ対応を改善し、同種事態の発生防止に向けて、教育委員会だけの問題とせず、市長部局と教育委員会の連携による対応について、市長及び教育委員会の諮問を受け検討する有識者会議を設置する。

3 主な内容

①市長及び教育委員会が共同で有識者会議を設置

②諮問内容 ・いじめ対応の改善

・組織的にいじめ問題への対応及び支援を行うための連携体制を構築 等

③委員数 5人以内

4 開催予定期間

令和4年12月から半年程度(月1回程度開催)

5 条例の施行日

公布の日から施行

6 条例の効力

令和6年3月31日まで

(議案第127号)

【総務部所管分(総務課)】

令和4年度福島市一般会計補正予算(第10号)

1 事業名

いじめ問題対応改善有識者会議費(補正予算説明書6頁)

(単位:千円)

補正額	財源内訳			
	国県支出金	地方債	その他	一般財源
773	—	—	—	773

2 趣旨

本市におけるいじめ問題への対応を改善し、組織的にいじめ問題への対応及び支援を行うための連携体制を構築するため、いじめ問題対応改善有識者会議を設置し、検討を行うもの。

3 概要

(1) 委員数 : 5人以内

(2) 開催予定期間 : 令和4年12月から半年程度(月1回程度開催)

(3) 事業費内訳

① 委員報酬 : (会議) 委員1人当たり 20,000円/日
※会議とは別に調査を実施する場合、
上限28,000円/日の範囲内

② 事務費 : (報償費) 委員以外の専門家へのヒアリング用
対象者1人当たり 11,600円/日
(旅費) 会議等出席にかかる交通費の弁償